

政令第 号

港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第三項並びに第五十二条の二第一項及び第三項から第五項まで並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（港湾法施行令の一部改正）

第一条 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一章の前に次の目次を付する。

目次

第一章 国際戦略港湾等（第一条―第一条の三）

第二章 港湾計画（第一条の四）

第三章 港務局の債務（第一条の五）

第四章 港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

第一節 特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け（第二条―第八条）

第二節 特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け（第九条―第九条の三）

第三節 埠頭群を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け（第十条―第十二条）

第五章 港湾区域内の工事等の許可及び臨港地区内における行為の届出等（第十三条―第十五条の四）

第六章 港湾環境整備負担金の負担の基準（第十五条の五）

第七章 国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例（第十五条の六）

第八章 入港料を徴収されない船舶（第十六条）

第九章 国土交通大臣がする港湾工事等

第一節 港湾管理者の権限及び高度港湾工事の代行（第十六条の二―第十六条の六）

第二節 直轄工事によつて生じた港湾施設の管理の委託（第十七条―第十七条の九）

第十章 緊急確保航路（第十七条の十）

第十一章 港湾区域の定めのない港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為（第十八条）

第十二章 港湾の施設に関する技術上の基準（第十九条―第二十条）

第十三章 雑則（第二十一条・第二十二条）

附則

第一章の章名を次のように改める。

第一章 国際戦略港湾等

第二章及び第三章の章名を削る。

第一条の三の次に次の章名を付する。

第二章 港湾計画

第一条の四の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第三章 港務局の債務

第一条の五を次のように改める。

第一条の五 法第十条第二項の政令で定める債務は、借入金に係る債務であつて、その借入期間が一年を
超えるものとする。

第一条の五の次に次の章名及び節名を付する。

第四章 港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

第一節 特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

第八条の次に次の節名を付する。

第二節 特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け

第九条の三の次に次の節名を付する。

第三節 埠頭群を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十二条の次に次の章名を付する。

第五章 港湾区域内の工事等の許可及び臨港地区内における行為の届出等

第十五条の四の次に次の章名を付する。

第六章 港湾環境整備負担金の負担の基準

第十五条の五の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第七章 国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例

第十五条の六の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第八章 入港料を徴収されない船舶

第十六条の見出しを削り、同条中「第四十四条の二第一項但書」を「第四十四条の二第一項ただし書」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同条の次に次の章名、一節及び節名を加える。

第九章 国土交通大臣がする港湾工事等

第一節 港湾管理者の権限及び高度港湾工事の代行

(直轄工事に係る港湾管理者の権限の代行)

第十六条の二 法第五十二条第三項の規定により国土交通大臣が港湾管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十七条第一項の許可を与え、法第六十条の二第一項の規定により当該許可に必要な条件を付し、又は法第五十六条の四第一項の規定により当該許可を取り消し、その効力を停止し、当該条件を変更し、若しくは新たな条件を付すること。

二 法第三十七条第一項の規定に違反した者に対し法第五十六条の四第一項の規定により必要な措置をとることを命じ、又は同条第二項の規定により当該措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくはその委任した者に行わせること。

三 法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により協議に応ずること。

四 法第四十三条の二の規定により港湾工事の施行及び費用の負担について協議すること。

五 法第五十六条の五第一項（法第三十七条第一項の許可に係る部分に限る。）の規定により必要な報告を求め、又はその職員に立入検査をさせること。

2 国土交通大臣は、前項各号に掲げる権限を港湾管理者に代わつて行おうとするときは、権限の代行に係る港湾の名称及び区域、代行する権限並びに権限の代行の開始の日を官報により公示しなければならない。権限の代行の全部又は一部を終了しようとするときも、権限の代行の開始の場合に準じてその旨を公示するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項第一号から第四号までに掲げる権限を港湾管理者に代わつて行つたときは、遅滞なく、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。

第十六条の三 法第五十二条第三項の規定により前条第一項第一号又は第三号に掲げる港湾管理者の権限を国土交通大臣が代わつて行う場合における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）	第二十二條第五項	ついて港湾管理者	ついて港湾管理者若しくは国土交通大臣
地すべり等防止法（昭和三十三年	第四十八條第二項	港湾管理者	港湾管理者又は国土交通大臣

法律第三十号)		港湾管理者	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）	第十二条第三項		港湾管理者若しくは国土交通大臣

2 法第五十二条第三項の規定により前条第一項第二号に掲げる港湾管理者の権限を国土交通大臣が代わ

つて行う場合における法第五十六条の四の規定の適用については、同条第一項中「同号イ」とあるのは、「同号イ又はハ（第三十七条第一項に係る部分に限る。）」とする。

(高度港湾工事の代行に係る港湾施設)

第十六条の四 法第五十二条の二第一項の政令で定める港湾施設は、水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設（駐車場及びヘリポートを除く。）とする。

(高度港湾工事に係る港湾管理者の権限の代行)

第十六条の五 法第五十二条の二第三項の規定により国土交通大臣が港湾管理者に代わつて行う権限は、第十六条の二第一項各号に掲げるものとする。

2 第十六条の二第二項及び第三項並びに第十六条の三の規定は、国土交通大臣が法第五十二条の二第三項の規定により港湾管理者の権限を代わつて行う場合について準用する。

(高度港湾工事の代行に係る公示)

第十六条の六 法第五十二条の二第四項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

- 一 高度港湾工事の代行に係る港湾の名称
- 二 高度港湾工事の代行に係る港湾の区域

三 高度港湾工事の代行の開始の日

2 法第五十二条の二第五項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

一 高度港湾工事の代行の全部又は一部を完了した港湾の名称

二 高度港湾工事の代行の全部又は一部を完了した港湾の区域

三 高度港湾工事の代行の全部又は一部を完了した日

第二節 直轄工事によつて生じた港湾施設の管理の委託

第十七条の九の次に次の章名を付する。

第十章 緊急確保航路

第十七条の十の見出しを削り、同条中「別表第五」を「別表第四」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第十一章 港湾区域の定めのない港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為

第十八条の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第十二章 港湾の施設に関する技術上の基準

第十九条の見出しを「(技術基準対象施設)」に改める。

第二十条の次に次の章名を付する。

第十三章 雑則

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(法第五十五条の七第一項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金の償還方法の特例)」を付する。

附則第十一項を附則第十二項とする。

附則第十項第三号中「附則第八項第一号」を「附則第九項第一号」に改め、同項を附則第十一項とし、附則中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第四項中「第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、同項の前に見出しとして「(法附則第三項から第五項までの国の貸付金の償還期間等)」を付し、附則第二項の次に次の一項を加える。

(国内産業の開発上特に重要な港湾)

3 法附則第二項の政令で定める国内産業の開発上特に重要な港湾は、次の表のとおりとする。

都道府県	
神奈川県	横須賀
東京都	舞鶴
広島県	呉
福岡県	苅田
長崎県	佐世保

別表第四を削り、別表第五を別表第四とする。

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)

第二条 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出し中「特例」の下に「及び港湾管理者の権限の代行」を加え、同条に次の二項を加える。

3 法第百条第五項の規定により国土交通大臣が港湾管理者に代わって行う権限は、港湾法施行令(昭和

二十六年政令第四号) 第十六条の二第一項各号に掲げるものとする。

4 港湾法施行令第十六条の二第二項及び第三項並びに第十六条の三の規定は、国土交通大臣が法第百条第五項の規定により港湾管理者の権限を代わって行う場合について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、港湾法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年七月二十二日)から施行する。

(広域臨海環境整備センター法施行令の一部改正)

2 広域臨海環境整備センター法施行令(昭和五十六年政令第三百三十号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

(地価税法施行令の一部改正)

3 地価税法施行令(平成三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第六条第四項第九号中「附則第八項」を「附則第九項」に、「附則第九項」を「附則第十項」に改め

理由

港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国土交通大臣が直轄工事を施行する場合又は高度港湾工事を代行する場合において港湾管理者に代わって行う権限を定める等の必要があるからである。